
とよチャレ(豊中市地域クラブ活動チャレンジ推進事業)について

～中学校部活動から「とよチャレ」へ～

令和7年(2025年)12月23日

豊中市教育委員会

目次

はじめに.....	3
1. 豊中市の現状	4
2. 「とよチャレ」の考え方について	5
2-1. 豊中市における部活動地域展開	
2-2. 「とよチャレ」の特徴	
2-3. 「とよチャレ」の活動内容	
2-4. 「豊中市認定地域クラブ」の特徴	
2-5. 「とよチャレ」の活動主体	
2-6. スケジュール	
3. 移行期における豊中市教育委員会の関わり	8
3-1. 豊中市教育委員会の関わり	
3-2. 学校の関わり	
4. その他	8

はじめに

中学校の学校部活動については、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、「スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、教職員などの指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。」と示されています。

また、中学校学習指導要領において、部活動は、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」とされています。本市においても、これまで部活動は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保、体力や技能の向上、異年齢交流の中での好ましい人間関係の構築など、様々な役割を果たしてきました。

しかし、近年、生徒の学校部活動に求めるニーズが多様化してきたことや、生徒数の減少に伴う教員の減少、専門的な指導力を持った教員の不足、学校部活動にあたる教員の多忙化等、多くの課題が生じ、複雑さも増しています。また、生徒数減少に伴い、部活動の種目数が減る等、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にあり、学校単位での活動の維持が困難になることが予想されます。そして、学校での教育課程外の活動である部活動は、これまで教員の熱意と尽力により支えられてきましたが、全国的に教員の働き方が注目され、教員不足が深刻化する中で、現在の部活動の仕組みは限界に近づいています。

豊中市では、部活動がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、将来にわたり子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会の確保をしていくため、部活動の地域展開を推進します。今後は、「とよチャレ」（豊中市地域クラブ活動チャレンジ推進事業）を実施し、令和 10 年度(2028 年度)中に学校部活動を平日・休日ともに地域に展開することをめざし、生徒が自身の興味関心に応じて主体的に活動を選択できる仕組みづくりを行っていきます。これまで豊中市では、様々なスポーツ・文化団体・民間企業・地域団体の皆さまに、スポーツ・文化芸術活動の振興にご尽力いただきました。これからも地域の皆さまとの連携・協働に努めながら、学校部活動の意義も踏まえ、より豊かで幅広い子どもたちの活動となるよう取組みを進めます。

1.豊中市の現状について

部活動の地域展開を推進するにあたって、児童生徒や教員、保護者など関係者の意識を把握するため、にアンケート調査を実施しました。（実施期間：令和7年（2025年）6月9日～令和7年（2025年）6月30日）その結果から、児童生徒、保護者、教員それぞれの立場から、学校外における活動や部活動に対する多様なニーズがあること、多岐にわたる課題が明らかとなりました。

小学生の多くは、スポーツや文化・芸術などの習い事等の学校外での学びの場でも積極的に活動に取り組んでおり、中学生になったら、放課後や休日に多様な活動をしたいと思っていることがうかがえます。また、その活動の目的も「楽しみたい」「協力したい」「体力をつけたい」「友達を増やしたい」など多岐にわたっています。しかしながら、現状の中学校部活動では、子どもたちの多様なニーズへの対応は十分であるとは言い切れません。部活動を地域展開することで、子どもたちの多様なニーズや目的に応じた活動が可能になり、活動に対する意欲向上にもつながると考えられます。

中学生の部活動に加入している理由についての設問では、「その種目や活動を楽しみたい」という回答が最も多く、体力・技術の向上だけでなく、「友だちを増やしたいため」や「チームワークや協調性の大切さを身につけたいため」等の人間関係の構築を重視している回答も多くありました。部活動に加入していない生徒については、加入していない理由として「もっとレベルの高いところでやりたかった」や「入りたい部活動がなかったため」という回答が多くありました。地域クラブに対しても、気楽に楽しめる活動を行ったり、学校ではできないことを経験したりしたい等といった希望を持っている生徒が多いことが分かり、こうした希望に応える仕組みづくりや環境整備が必要であると考えられます。

保護者の回答結果からは、習い事の継続に関しては子どもの意思を尊重するといった傾向が見られます。一方で、活動場所や指導者の質に対する不安があること等が明らかになりました。また、地域クラブ活動に期待することについては、「楽しみながらスポーツ・文化芸術活動に取り組めること」という回答が最も多く、一方で不安なこととしては、「近隣に参加したい種目・活動があるかどうか」や「地域の指導者に適切な指導をしてもらえるかどうか」の回答が多くありました。これらのことも踏まえながら、多様な地域団体の整備や、指導者への研修の在り方等を検討していく必要があります。



表2：(教員) 部活動指導上の負担感の要因

中学校教員については、部活動に係る業務負担を感じている教員が65%にもものぼり、負担感の要因としては、「土日・祝日ゆっくり休めない」や「部活動手当の不十分さ」が多くなっています。週当たりの平均的な休日の活動日数について、教職員の69%が1日と回答しており、教職員の約7割が週6日勤務となっています。大会や試合、発表会等の多くが土日・祝日に開催されることから、休日に十分な休息を取ることができていないことが推察されます。担当する部活動種目の経験について、「経験がない」「1年未満の経験」と回答した教員が約半数を占めている。経験が少ない種目でも専門的な指導を求められることも多く、このような面でも負担が大きくなっていると考えられます。

一方、部活動が地域展開された後、指導者として携わりたいかどうかの設問については、「指導者として携わりたい」や、「条件によって関わりたい」と回答している教員もいることから、希望する教員が地域クラブ活動での指導に関わることのできる環境の整備が必要と考えられます。また、部活動の地域展開における課題については、「経済格差等により生徒の活動に差が生じる」や「学校における生徒指導・生活指導や生徒支援」といった懸念も多く示されています。これまで部活動を通じて築かれてきた生徒理解・支援の在り方についても検討が必要です。

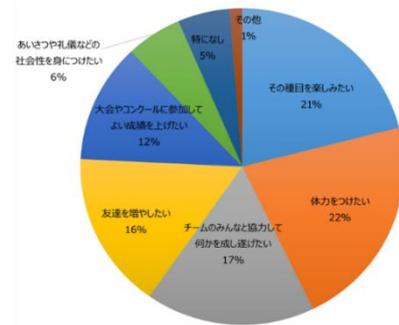


図1 (児童) あなたはスポーツ・芸術文化活動に何を期待しますか。(三つまで)



表1：(保護者) 地域クラブ活動にお子様に参加する場合、心配なことは何ですか。(二つまで)

2. 「とよチャレ」の考え方について

2-1. 豊中市における部活動地域展開

豊中市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和10年（2028年）度を目途に中学校部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「とよチャレ」を開始します。また、この活動が子どもたちにとって主体的に多様な活動にチャレンジできる場になるよう願いを込め、豊中市地域クラブ活動の愛称を「とよチャレ」としました。

「とよチャレ」は主に以下の3つをめざすものとします。

- (1) 子どもたちが多様な選択肢の中から一人ひとりに応じて主体的に活動を選択できる。
- (2) 子どもたちがより専門的で安全な活動を行うことができる。
- (3) 子どもたちをはじめとした参加者が、生涯学習の一環としてスポーツや文化活動に親しむことができる。

2-2. 「とよチャレ」の特徴

- 学校の枠を超えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- 「仲間と楽しんで活動する」「目標に向かって一生懸命取り組む」など、子どもたちのそれぞれの意向を大切にします。
- 自分で考え、行動し、挑戦する機会を通じて、子どもたちの主体性が育まれます。
- 様々な世代や地域の人と関わることで、子どもたちの社会性や協調性が育まれます。

2-3. 「とよチャレ」の活動内容

「とよチャレ」は子どもたちの多様なニーズを踏まえ、特定の競技に専念したり技術の向上をめざしたりする活動だけでなく、レクリエーション的な活動、複数の種目を経験できる活動、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動等、多様な活動に広がっていきます。また、指導者による指導を行う活動だけではなく、地域や保護者の見守りのもとで実施する活動も行います。

(例)

活動の種類（実施主体）	活動の主な目的	特徴
主に技術・技能向上をめざすクラブ	技術・技能向上	専門的な指導者のもと、行われる活動
特定の競技等に専念するクラブ	大会・発表・コンクール等で良い成績をめざす	専門的な指導者のもと、行われる活動
主にスポーツ・文化活動に親しむことを目的としたクラブ	機会確保 親しむ・楽しむ	趣味を一緒に楽しむような活動
レクリエーションクラブ	趣味を楽しむ多様な交流	

2-4. 「豊中市認定地域クラブ」

「豊中市認定地域クラブ」とは、「とよチャレ」の実施主体となる豊中市が認定した団体等のことで、以下のような特徴があります。

(1) 中学生の主体的・多様な参加

- ・中学生がやりたい活動を自主的に選び、継続して取り組むことができます。
- ・学校や学年に関係なく、個々の興味や関心に応じて自由に参加できます。
- ・地域の人材が中心となって指導を行い、必要に応じて教員が兼職兼業に関わることもあります。
- ・専門的かつ安心・安全な活動を通じて、生涯学習・生涯スポーツの基盤を育むことをめざしています。

(2) 公共性・非営利性を重視した運営

- ・営利を目的とせず、できる限り低廉な会費で、地域の理解と協力のもとで運営します。
- ・スポーツ庁のガバナンスコードに遵守するとともに、透明性のある会計処理を行い、公正な運営をします。

(3) 安全・健康管理とハラスメント防止の徹底

- ・活動前の健康観察や熱中症対策、AEDの設置場所の把握など、安全管理を徹底します。
- ・体罰・暴言・ハラスメントを根絶し、参加者との信頼関係を大切にされた運営を行います。

(4) 地域・学校との連携を前提とした活動設計

- ・教育委員会の許可を得て、中学校施設等を使用する場合があります。
- ・学校行事や定期考査などに配慮した活動計画を策定します。

(5) 持続可能な運営体制と指導者の育成

- ・責任者や指導者など、複数名で子どもたちが安心・安全に活動できるスタッフ体制のもと運営します。
- ・指導者には研修の受講を義務づけています。
- ・教員が兼職兼業により指導者として活動する場合があります。

認定するときは次のような要件に基づいて認定します。

- 豊中市地域クラブ活動ガイドライン(※)を遵守した活動であること。
- 子どもの立場にたった、人権を尊重した活動を行うこと。
- 特定の政党や政治団体の支持・推進、または宗教上の布教・信仰の強要を目的としない活動であること。
- 豊中市内に活動拠点があり、豊中市内の中学生が自由に入会及び退会できること。
- 適切な活動時間や休養日等を設定していること。
- 会費を設定する場合、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定していること。
- 複数のスタッフ（責任者、指導者等）で構成していること。ただし、スタッフは高校生を除く18歳以上の者とする。
- 豊中市教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した指導者が携わること。
- 規約または会則等に基づき団体の運営を適切に行うこと。
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けた体制が整備されていること。
- 代表者・指導者は次のいずれにも該当しないものであること。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

イ 暴力団或いは暴力団を始めとする反社会的勢力等である者、または、これらの者と社会的に非難されるべき関

係等を有している者。

ウ 過去に暴言・暴力・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど、指導者として不適切である者。

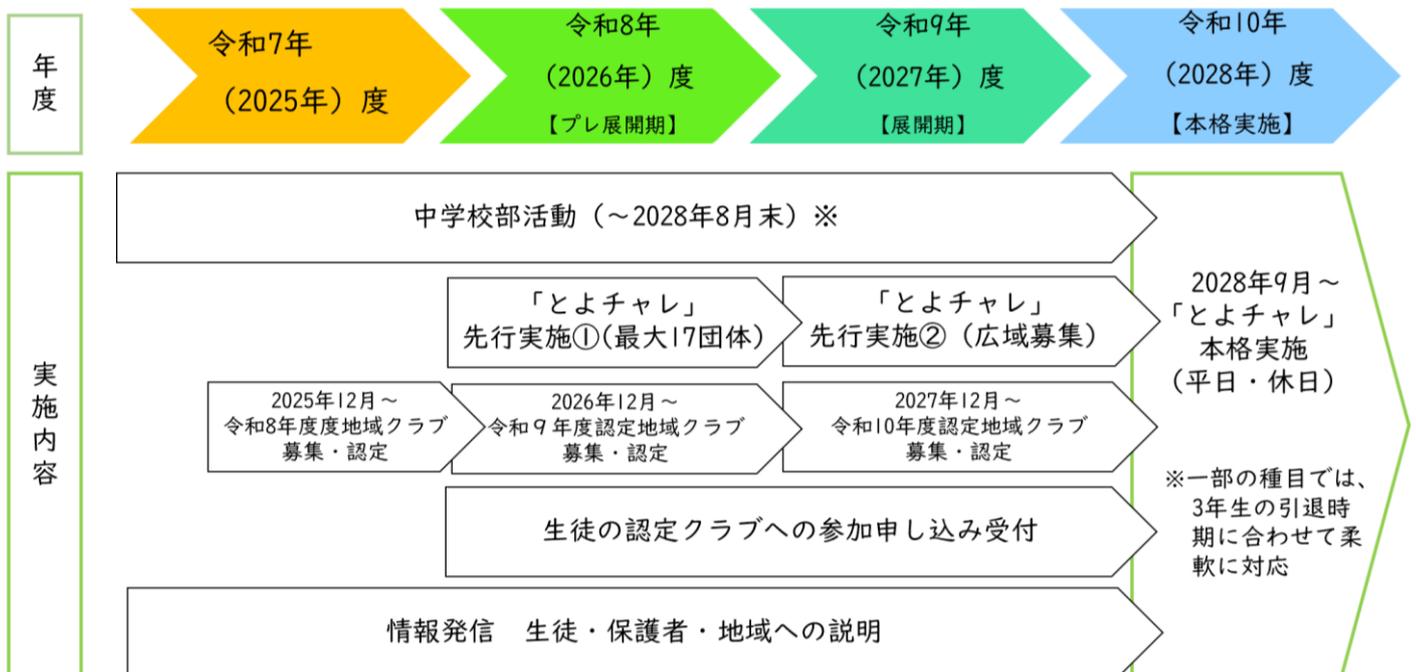
※豊中市地域クラブ活動ガイドラインは「豊中市認定地域クラブ」が活動を行うにあたり遵守することを示したもの。(今後策定予定)

〈参考〉部活動と「とよチャレ」の違い

	部活動	とよチャレ
運営主体	学校	認定を受けた地域団体
指導者	教員 部活動指導員など	多様な人材 希望する教員（兼職兼業）
参加者	在籍学校の生徒 (拠点校部活動に参加する他学校の生徒)	学校・地域に関係なく希望する生徒や、その団体で活動している人
活動場所	学校施設	学校・地域の諸施設
費用負担	一部実費	月会費など
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険など

2-5. スケジュール

令和8年(2026年)度の中学1年生が3年生になり、概ね部活動を引退する令和10年(2028年)8月末をもって部活動を終了し、「とよチャレ」を本格実施します。※一部の種目では、3年生の引退時期に合わせて柔軟に対応



令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)にかけて、部活動から地域クラブへの展開を段階的に進めます。令和7年度(2025年度)現在の学年ごとの対応は次のとおりです。

小学 6 年生	中学 3 年生まで部活動が継続されます。
小学 5 年生	中学 2 年の夏まで部活動に所属できます。
小学 4 年生	中学 1 年の夏まで部活動に所属できます。

いずれの学年も、部活動と「とよチャレ」の両方に参加することが可能です。

展開期間中は学年に応じて部活動を継続しながら、地域クラブへの参加を選べる仕組みになっています。

令和 8 年度は、プレ展開期として、認定した団体(17 団体を予定)において、地域クラブ活動の先行実施を行います。また、令和 9 年度の広域募集にむけ、地域団体の認定の準備を行います。

令和 9 年度は、展開期として、認定した多くの団体と地域クラブ活動の先行実施の充実を図ります。また、令和 10 年度の本格実施をめざし、準備を行います。ただし、国において部活動地域展開に関する新たな方針が示された場合など、変更の可能性があります。

3. 移行期における豊中市教育委員会の関わり

3-1. 豊中市教育委員会の関わり

- (1) 豊中市教育委員会は、「とよチャレ」の実施主体である「豊中市認定地域クラブ」を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、スポーツ庁のガバナンスコードの内容等を遵守しているかどうか適宜確認します。
- (2) 豊中市教育委員会は「とよチャレ」の安心・安全な活動の実施に向けて、熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置、体罰・ハラスメント予防などについて研修を実施します。
- (3) 豊中市教育委員会は、「豊中市認定地域クラブ」から、運営・活動に関する相談を受け、適宜指導助言を行います。
- (4) 豊中市教育委員会は、参加者が興味関心に応じて活動を選べるように「とよチャレ」の活動内容をホームページ等に掲載するとともに、小中学校などと連携して周知します。

3-2. 学校の関わり

- (1) 学校は、当該校の生徒の「とよチャレ」への参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて「とよチャレ」の活動内容などについて、生徒に案内するものとします。
- (2) 学校は、当該校の施設を使用する「とよチャレ」運営団体・実施団体から、必要に応じて活動内容の報告を受け、指導助言を行うことができます。
- (3) 学校は当該校の施設を利用する「とよチャレ」の運営団体・実施団体から、運営・活動に関する相談を受けた場合は、必要に応じて指導助言を行うことができます。
- (4) 学校は、必要に応じて当該校の施設を利用する「とよチャレ」の運営団体・実施団体と施設利用調整を行うものとします。

4. その他

本資料に記載の内容は、国において部活動地域展開に関する新たな方針等が示された場合など、必要に応じて変更する場合があります。